

1. 本籍地以外での戸籍謄抄本を取り寄せ可能とすることで利用者にとどのような具体的なメリットがあるか（法務大臣）
2. 上記につき年間の利用件数と1件あたりのコスト（利用者から徴求する手数料を控除後）はどの程度と見込んでいるか（法務省政府参考人）
3. 法定相続人全体について戸籍謄抄本を取り寄せ可能としなければ、金融機関での手続きに使用せずメリットは乏しいのではないかと（法務大臣）
4. 法定相続情報証明制度の年間の利用件数と1件あたりのコスト（利用者から徴求する手数料を控除後）は直近でいくらか（法務省政府参考人）
5. 法定相続人全体について戸籍謄抄本を取り寄せ可能としなければ、法定相続情報証明制度の利用も増えないのではないかと（法務大臣）
6. 今回の法改正における1.以外のシステム構築についての費用対効果はどうなっているか（法務省政府参考人）
7. 費用対効果につき政府内で客観性と透明性のある形で検証し、合理性が認められないものは中止すべきではないかと（法務大臣）

以 上

- ・配布資料がある場合は、5/9中に提出